

令和 7 年 2 月 2 8 日成田市規則第 2 号

成田エアポート東雲パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例施行
規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、成田エアポート東雲パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例（令和 6 年条例第 3 0 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第 2 条 条例第 8 条第 1 項の許可を受けようとする者は、成田エアポート東雲パークゴルフ場使用許可申請書（別記第 1 号様式）により指定管理者に申請しなければならない。ただし、個人使用の場合その他指定管理者が必要と認める場合については、口頭等により申請することができる。

2 前項の規定による申請が競合したときは、申請の到達順位又は抽選により申請の優先順位を決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、申請の到達順位又は抽選によらないで申請の優先順位を決定することができる。

(使用の許可)

第 3 条 指定管理者は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、成田エアポート東雲パークゴルフ場使用許可書（別記第 2 号様式。以下「使用許可書」という。）を当該申請をした者に交付するものとする。ただし、同項ただし書の規定による申請の場合は、この限りでない。

(使用の変更又は取消し)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可の内容を変更し、又は当該許可に係る使用を取り消そうとするときは、成田エアポート東雲パークゴルフ場使用変更・取消許可申請書（別記第 3 号様式）に使用許可書を添えて、速やかに指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 第 2 条第 1 項ただし書の規定は、前項の規定について準用する。

3 指定管理者は、第 1 項の規定による申請を許可したときは、成田エアポート東雲パークゴルフ場使用変更・取消許可書（別記第 4 号様式）を当該申請をした者に交付するものとする。

4 前条ただし書の規定は、前項の規定について準用する。

(利用料金の減免)

第5条 条例第13条の規則で定めるときは、次の各号に掲げるとおりとし、免除する額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本市が直接使用するとき 全額
- (2) 教育上の目的により市内の小中学校（義務教育学校を含む。）が使用するとき 全額
- (3) 区、自治会その他地域活動の支援及び地域コミュニティの醸成に資する活動を行う団体がその活動の一環として使用するとき 半額
（利用料金の減免申請等）

第6条 条例第13条の規定により利用料金の全部又は一部の免除を受けようとする者は、成田エアポート東雲パークゴルフ場利用料金減免申請書（別記第5号様式）により指定管理者に申請しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、成田エアポート東雲パークゴルフ場利用料金減免決定・却下通知書（別記第6号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。
（利用料金の返還）

第7条 条例第14条ただし書の規則で定めるときは、次の各号に掲げるとおりとし、返還する額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 使用者の責に帰することができない理由によりその使用ができなくなったとき 全額
- (2) 専用使用の場合において、使用を開始する日の7日前までにその使用の取消しを申し出たとき 半額
（利用料金の返還申請等）

第8条 条例第14条ただし書の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、成田エアポート東雲パークゴルフ場利用料金返還申請書（別記第7号様式）に利用料金を支払ったことを証する書面を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、成田エアポート東雲パークゴルフ場利用料金返還決定・却下通知書（別記第8号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。
（遵守事項）

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設等の損傷及び滅失に注意すること。
- (2) 他の人に迷惑をかけないように使用すること。
- (3) 使用を許可された時間内に確実に原状に復し、清掃を行うこと。
- (4) 指定管理者の指示に従うこと。
（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(成田市東小学校跡地複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)
- 2 成田市東小学校跡地複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則（令和 5 年規則第 6 1 号）は、廃止する。

[別記様式 略]